



日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿



平成 23 年 2 月 16 日

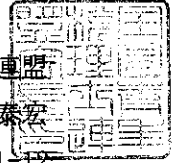
全国青年税理士連盟

会長 片山 泰宏

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3354-4162



消費税の事業者免税点制度の改正に反対する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠に有難うございます。

さて、当連盟では、平成 22 年 12 月 16 日に公表された平成 23 年度税制改正大綱（以下単に「大綱」という。）および平成 23 年 1 月 25 日に国会に提出された所得税法等の一部を改正する法律案（以下単に「法律案」という。）における消費税法に関する改正について検討した結果、次の通り意見を述べるものであります。つきましては、意見の趣旨をご理解いただき、貴会における税制改正に関する議論および活動においてご検討頂きたいとお願い申し上げます。

【意見】

大綱および法律案にあげられた「消費税の事業者免税点制度における免税事業者の要件の見直し」は、事業者間において極めて不公平であり、改正に反対します。

【理由】

大綱および法律案においては、消費税の事業者免税点制度における免税事業者の要件を見直し、個人事業者の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの課税売上高、法人の前事業年度開始の日以後 6 月の期間の課税売上高を基準に判定するとしています。

しかし、この判定方法によれば、例えば個人事業者で 1 年間の課税売上高が同一であったとしても、1 月から 6 月に売上が集中する者と 7 月から 12 月に売上が集中する者では、判定結果が異なることになり、極めて不公平な制度になります。

また、小規模な事業者については、売上の計上月の判断等を含めた事務処理に困難を要する可能性も有り、その場合は消費税の課税免税の判断を誤ることに繋がります。

よって、上記のような問題点がある今回の改正には反対します。

なお、事業者免税点制度については、その制度自体に問題があり、さらに検討を要することを申し添えておきます。

以上